

令和6年度 省エネルギー設備導入計画等作成支援事業費補助金

「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、省エネルギーの促進を図るため、高い省エネルギー効果が期待できる設備の導入を前提とした設計、導入可能性調査に対して、予算の範囲内で補助します。

【対象事業】

産業部門など関連事業における省エネルギーの取組に対する高い波及効果が期待される省エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計、当該設計に要する調査及び導入可能性調査を行う事業であって、かつ、次のいずれにも該当している事業

- 1 補助対象者が街区等の道内の複数の建物、街区、エリア等を対象に面的に取り組む事業、又は、サプライチェーンを構成する複数の事業者によって行う事業
- 2 省エネルギー効果を客観的に示すことができる事業※1
- 3 事業の進捗状況、課題、成果等を公表することができる事業
- 4 他の道事業に採択されたことがない事業
- 5 補助事業終了後、補助事業者自らが事業成果等の普及啓発等を行う事業
- 6 設備導入前と比較して、年率 20%以上※2 のエネルギー削減効果が見込まれる事業

※1 省エネセンター、地域プラットフォーム構築事業者による診断、エネルギー管理士による診断

(省エネ法に基づく特定事業者)などを活用した場合、審査優遇の対象となります！

※2 当該設備の比較でOK！

□ 事業例

- ・ 省エネルギー導入計画策定
- ・ 省エネルギー設備の試作、実証、調査及び検証 など

【補助対象者】

- ① 北海道内に事務所又は事業所を有する法人
- ② 複数の①による共同体（コンソーシアム）

【補助額】

補助対象経費の1／2以内

(※ 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費ほか)

限度額 100万円

【事業スケジュール（予定）】

- | | |
|--------------|------------------|
| 1 募集期間 | 5月8日(水)～6月28日(金) |
| 2 有識者会議 | 7月上旬 |
| 3 事業計画の認定・通知 | 7月中旬 |
| 4 補助金申請・決定 | 認定通知後、順次 |
| 5 補助事業完了期限 | 翌年2月28日まで |
- ※ 補助金は事業完了後の精算払です。

<お問い合わせ先>

北海道 経済部 ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課ゼロカーボン産業係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 [道庁本庁舎8階]

TEL 011-206-7217 (ダイヤルイン)

※交付要綱、公募案内、事業計画書など、以下ホームページから
ダウンロードしてください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcg/187865.html>

